自主規制規則の見直しに関する提案を受けた「協会員の従業員に関する規則」等の 一部改正について

日証協 平成 25 年 12 月 17 日

本協会では、平成25年7月16日付けで公表した「自主規制規則の見直しに関する検討計画」に掲げる提案事項のうち、「地場受け・地場出し規制について、地場受けにかかる規制を緩和すること」という見直し提案について検討を行い、協会員としての地場受け防止策の整備を求める趣旨である規定を維持することで適正な管理体制は維持されるため、従業員個人の責任を協会規則上問う必要性はないと考えられること等を勘案し、適正な規制とするとともに、その他所要の整備を行うため、「協会員の従業員に関する規則」等の一部改正を行った。

本件の規則改正等は本年12月17日に施行する。

本規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は以下のとおりである。

## 自主規制規則の見直しに関する提案を受けた 「協会員の従業員に関する規則」等の一部改正について

平成 25 年 12 月 17 日 日 本 証 券 業 協 会

#### 1. 改正の趣旨

本協会では、平成25年4月16日から5月17日までの間、協会員に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行い、寄せられた提案を踏まえ、7月16日付けで「自主規制規則の見直しに関する検討計画について」を公表したところである。

今般、同検討計画に掲げる提案事項のうち、「地場受け・地場出し規制について、地場受けにかかる規制を緩和すること」という見直し提案について、「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討を行い、地場受け規制の従業員個人に係る規制に関して、不注意等が原因で他の協会員の従業員からの注文を受けてしまった場合であっても受注者個人が協会規則違反となってしまう蓋然性が高く、その行為の質に対して厳しすぎること、協会員としての地場受け防止策の整備を求める趣旨である「協会員の従業員に関する規則」第7条第1項を維持することで適正な管理体制は維持されるため、従業員個人の責任を協会規則上問う必要性はないと考えられること等を勘案し、適正な規制とするとともに、その他所要の整備を行うため、「協会員の従業員に関する規則」等の一部を改正することとする。

#### 2. 改正の骨子

#### (1) 自主規制規則の見直しに関する提案を受けた対応

地場受け・地場出し規制における地場受けにかかる規制について、「協会員の従業員に関する規則」における受注側の協会員の従業員個人の行為に関する規定を削除する。

(「協会員の従業員に関する規則」第7条第3項第5号)

#### (2) その他所要の整備

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」が 平成24年10月1日から「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関す る法律」へと名称が変更されたことに伴う所要の整備。

> (「協会員の従業員に関する規則」第2条第6号二、「協会員の従業員における 上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」第2条第1号二)

### 3. 施行の時期

この改正は、平成25年12月17日から施行する。

#### ○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 (TEL 03-3667-8470)

#### 「協会員の従業員に関する規則」の一部改正について

平成 25 年 12 月 17 日 (下線部分変更)

新 IB (定義) (定義) **第2条** この規則において、次の各号に掲げ | **第2条** この規則において、次の各号に掲げ る用語の定義は、当該各号に定めるところ る用語の定義は、当該各号に定めるところ による。 による。 1 1 } ( 現行どおり ) > (省 略 ) 6 従業員 次に掲げる者をいう。 6 従業員 次に掲げる者をいう。 ( 現行どおり ) ~ (省 略 ) ニ 労働者派遣事業の適正な運営の確 ニ 労働者派遣事業の適正な運営の確 保及び派遣労働者の保護等に関する 保及び派遣労働者の就業条件の整備 法律に基づく派遣労働者にあっては、 等に関する法律に基づく派遣労働者 金商法第64条第1項の規定により外 にあっては、金商法第64条第1項の 務員の登録を受けている者 規定により外務員の登録を受けてい る者 (禁止行為) (禁止行為) 第7条 (現行どおり) 第7条 協会員は、いかなる名義を用いてい るかを問わず、他の協会員の従業員から、 当該従業員が当該他の協会員の従業員で あることをあらかじめ知らされている場 合において、当該従業員若しくは当該従業 員の取次ぎに係る有価証券の売買その他 の取引等(他の協会員が店頭デリバティブ

取引会員である場合は、当該店頭デリバテ ィブ取引会員の特定店頭デリバティブ取 引等に、他の協会員が特別会員である場合 は当該特別会員の登録金融機関業務に係 る取引に限る。以下同じ。) の注文を受け てはならない。ただし、当該他の協会員の 書面による承諾を受けた場合、当該従業員 に係る取引が金商法第 163 条第1項に規 定する特定有価証券等以外の有価証券の

新 旧 取引である場合及び当該従業員(特別会員 の従業員に限る。)に係る取引が金商法第 33 条第2項第3号及び第4号に規定する 有価証券の取引である場合は、この限りで ない。 ( 現行どおり ) 2 (省略) 2 3 協会員は、その従業員が金商法及び関係 3 協会員は、その従業員が金商法及び関係 法令において金融商品取引業者の使用人 法令において金融商品取引業者の使用人 の禁止行為として規定されている行為(登 の禁止行為として規定されている行為(登 録金融機関の使用人に準用されているも 録金融機関の使用人に準用されているも のを含む。)のほか、次の各号に掲げる行 のを含む。)のほか、次の各号に掲げる行 為を行うことのないようにしなければな 為を行うことのないようにしなければな らない。 らない。 1 1 5 ( ( 現行どおり ) (省 略 ) 4 5 削除 5 いかなる名義を用いているかを問わ ず、他の協会員の従業員から、当該従業 員が他の協会員の従業員であることを あらかじめ知らされている場合におい て、当該従業員又は当該従業員の取次ぎ に係る有価証券の売買その他の取引等 の注文を受けること。ただし、当該他の 協会員の書面による承諾を受けた場合、 当該従業員に係る取引が金商法第 163 条第1項に規定する特定有価証券等以 外の有価証券の取引である場合及び当 該従業員(特別会員の従業員に限る。) に係る取引が金商法第33条第2項第3 号又は第4号に規定する有価証券の取 引である場合は、この限りでない。 6 5 ( 現行どおり ) 5 (省 略 ) 29 29

## (電磁的方法による承諾)

第18条 協会員は、第7条第1項<u>及び</u>第3 項第4号に規定する書面による承諾に代 (電磁的方法による承諾)

第18条 協会員は、第7条第1項<u></u>第3項 第4号及び第5号に規定する書面による

新		旧
ライ 平封承世と乗フ桂却加畑知徳と、佐田	承世に仕らて	1/13大元はサナ.6

えて、当該承諾を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。この場合において、当該協会員は、書面により承諾したものとみなす。

承諾に代えて、当該承諾を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。この場合において、当該協会員は、書面により承諾したものとみなす。

## 付 則

この改正は、平成 25 年 12 月 17 日から施 行する。

## 「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」 の一部改正について

平成 25 年 12 月 17 日 (下線部分変更)

新旧(定義)(定義)第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。による。による。1 従業員 次に掲げる者をいう。イイく(省略)ハハ

二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する 法律に基づく派遣労働者にあっては、 金商法第64条第1項の規定により外務員の登録を受けている者

### 付 則

この改正は、平成 25 年 12 月 17 日から施 行する。 二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に基づく派遣労働者にあっては、金商法第64条第1項の規定により外務員の登録を受けている者



## 自主規制規則の見直しに関する検討計画について

平成 25 年 7 月 16 日日本 証券業協会

本協会では、本年4月16日から5月17日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行った。

この間に協会員よりお寄せいただいた自主規制規則の見直しに関する提案は、以下の5件(協会員4社からの提案)である。

今般、同提案を受け、下記のとおり、検討計画を取りまとめた。

記

# 〇規制の見直しの検討に着手する事項

項番	提案事項	提案の概要 検討計画		検討計画
				(本年 12 月までに結論を
				得る予定)
1	売買審査基準につい	●アローヘッドの導入やHigh Frequency	$\Rightarrow$	「売買管理等に関するワ
	て、各協会員において	Trade を行う顧客の増加等に伴い、現在		ーキング・グループ」にお
	より適切な抽出基準を	の売買審査抽出基準に従うと、多くの		いて検討し、結論を得る。
	設定することができる	不要な取引まで抽出してしまい、本来		
	よう制度に柔軟性をも	着目すべき取引を効果的に抽出するこ		
	たせること。	とができないのが現状であり、より適		
		切な抽出基準の設定が不可欠であると		
	【不公正取引の防止の	考える。このため、売買審査の対象と		
	ための売買管理体制の	なる顧客の抽出基準の一部の項目に関		
	整備に関する規則】	しては、協会員それぞれが定めた条件		
	_	を満たす取引又は注文につき、各協会		
		員独自の抽出基準を用いることを容認		
		する形としてはどうか。なお、この場		
		合には、協会員は独自の抽出基準およ		
		びその基準を採用した根拠を説明でき		
		なくてはならないことを要件とする。		
2	銘柄及び顧客抽出基準	●業態や属性、また取引手法等を考慮し	$\Rightarrow$	
	について、本来着目す	て、より効果的かつ効率的な売買審査		
	るべき取引を効果的に	を行うため、現行の抽出基準を、本来		
	抽出できるよう、条件	着目するべき取引を効果的に抽出でき		
	の見直しを行うこと。	るものに改めてはどうか。		
	【不公正取引の防止の			
	ための売買管理体制の			
	整備に関する規則】			
3	地場受け・地場出し規	●地場受け規制については、平成19年に	$\Rightarrow$	「自主規制規則の改善等
	制について、地場受け	廃止提案を提出し、協会のワーキン		に関する検討ワーキン
	にかかる規制を緩和す	グ・グループにおいて議論いただいて		グ・グループ」において検
	ること。	いるが、「地場出しの防止は受注側の協		討し、結論を得る。
		会員が適正に管理を行うことにより成		
	【協会員の従業員に関	り立っており、地場受け規制の廃止は		
	する規則】	制度を無力化してしまう」旨の意見が		



項番	提案事項	提案の概要		検討計画
				(本年12月までに結論を
		出され、結果として、「他の協会員の従		得る予定)
		業員であることを知りながら受注」を		
		禁止行為の対象としていたものを「他		
		の協会員の従業員であることをあらか		
		じめ知らされている場合において受		
		注」と変更する改正にとどまった経緯		
		がある。しかし、受注者による不注意		
		(例えば、他の従業員により登録され		
		ていた情報の見落とし等)または連絡		
		ミス等が原因で、他の協会員の従業員		
		からの注文を受けてしまった場合であ		
		っても、受注者個人が協会規則違反と		
		なってしまう蓋然性が高い本規定は、		
		その行為の質に対して厳しすぎると考		
		える。従って、受注側の協会員の従業		
		員個人の行為を規定する同条第 3 項第		
		5 号は廃止することが妥当と考える。こ		
		の場合、協会員として地場受け防止策		
		の整備を求める趣旨である協会員の従		
		業員に関する規則第7条第1項は維持		
		することで、協会員による適正な管理		
		体制は維持されると考える。		
4	ライツ・オファリング	●ライツ・オファリングにかかる上場新	$\Rightarrow$	
	にかかる上場新株予約	株予約権取引については、同様の義務		に関する検討ワーキン
	権取引について、取引	が課せられている信用取引や有価証券		グ・グループ」において検
	開始基準の設定や確認	関連デリバティブ取引等とは異なり、		討中。
	書の徴求義務などの規	与信が生じず、決済も現物の受け渡し		
	制を廃止すること。	が行われる(差金決済が認められな		
		い)。また、新株予約権の買付にかかる		
	【協会員の投資勧誘、	最大損失は買付代金に限定され、投資		
	顧客管理等に関する規	額以上の損失が生じることはない。こ		
	則】	のように、ライツ・オファリングにか かる上場新株予約権取引のリスク等を		
		勘案すると、現行の規制は過剰なもの		
		といえ、取引開始基準の設定義務、確		
		認書の徴求義務、節度ある運営義務は		
		廃止するべきである。		
5	大量推奨販売等に該当	●規則において一律の数量基準(「5銘柄	$\Rightarrow$	「広告等に関するワーキ
	することを懸念して、	以上」)を設定されてしまうと、仮に合	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ング・グループ」において
	「注目銘柄」等に関す	理的な基準で選定された「注目銘柄」		検討し、結論を得る。
	る表示を行なう場合	等が5銘柄未満であった場合にも、当		2.17 - , ABRIN 2 14 90
	は、原則として5銘柄	該規制を遵守するために、実際には「注		
	以上表示するとともに	目」してない(投資家に自信をもって		
	銘柄選定の根拠(基準	推奨できない)銘柄が追加されるとい		
	や前提)を容易に閲覧	う事態を招きかねない。そうした事態		
	できるように表示する	は、かえって投資家の投資判断を妨げ、		
	とされている規制を緩	結果投資家保護に欠ける結果となって		



項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年 12 月までに結論を 得る予定)
	和すること。 【広告等に関する指針】	しまう。どのような根拠に基づいて抽出されたかが公表されていれば十分であると考えられる。そもそも、なぜ「5銘柄」でないといけないのか(「5銘柄」であればよいのか)という理由が不明である。	